

東日本大震災への税制上の対応について

今般の東日本大震災が阪神・淡路大震災の被害をはるかに超える未曾有の大災害であること、特に津波の被害が甚大であることを踏まえ、被災納税者の状況に鑑み、緊急の対応として、以下の措置を講じていただきたい。

記

- 1 東日本大震災に係る津波により広範な区域において多数の家屋が滅失・損壊したことを踏まえ、津波により被害を受けた地区に所在する土地や家屋に係る平成23年度分の固定資産税及び都市計画税について、一括して課税を免除する措置を講じること。
- 2 東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地については、住宅が建設されていなくとも、当分の間、住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の特例措置を適用すること。
- 3 東日本大震災により滅失・損壊した家屋に代わる家屋敷地を取得する場合には、当該取得に対し不動産取得税を課さないようにすること。
- 4 東日本大震災に係る津波により、地域の生活必需品である多数の自動車が増失・損壊したことを踏まえ、滅失・損壊した自動車に代わる自動車については、自動車取得税並びに自動車税及び軽自動車税を課さないようにすること。

- 5 東日本大震災による住宅や家財等の損失に係る個人住民税の雑損控除については、適用年度を前倒しするとともに、繰越可能期間を延長すること。
- 6 東日本大震災に対応するための税制上の特例措置を講じることに伴い被災地方自治体に生じる地方税の減収については、地方債及び地方交付税により、適切な減収補てん措置を講じること。
- 7 東日本大震災の復旧、復興等の財源確保に支障を来すことのないよう、ガソリン価格が上昇した際に軽油引取税の当分の間税率の適用を停止する「トリガー条項」については、この際廃止すること。
- 8 福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を強いられている納税者に関する土地、家屋、自動車にかかる非課税・減免その他の地方税の特例措置及びその減収補てん措置については、今後の事故処理及び避難の見通しをふまえ、上記とは別に、国が責任を持って必要な措置を講じること。

平成23年4月14日

全国知事会 地方税制小委員長

富山県知事 石井 隆一

東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの

○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策等については、後日とりまとめる。

【個人住民税】

○ 1. 雑損控除の特例

- ① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。
- ② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。

○ 2. 被災事業用資産の損失の特例

- ① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。
(※所得税の措置の自動影響・個人事業税も同様に自動影響)
- ② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越し期間を5年とする。

(※個人事業税も同様に措置)

◎ 3. 住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

4. 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。
(※所得税の措置の自動影響。既に課税されたものについては還付する規定を整備)

【法人事業税・法人住民税】

◎ 1. 法人事業税及び法人住民税における減免措置

阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税及び法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応。

2. 申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

<法人税における措置がなされれば自動影響するもの>

- ・被災代替資産等の特別償却
- ・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
- ・買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長

【固定資産税・都市計画税】

◎ 1. 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

◎ 2. 被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

◎ 3. 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

◎ 4. 被災代替家屋の特例

大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

◎ 5. 被災代替償却資産の特例

大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。

【不動産取得税】

◎ 1. 被災代替家屋の取得に係る特例

被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

◎ 2. 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】

◎ 1. 被災代替自動車の取得の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税・軽自動車税】

◎ 1. 被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

【地方消費税】

＜消費税における措置がなされれば自動影響するもの＞

1. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
2. 消費税の中間申告書の提出に係る特例

＜通知関係＞

- ① 地方団体に対し、地方税法及び条例等に基づき、地方税に係る期限の延長、減免措置等について適切な取扱いを図るよう通知（3月14日発出）
- ◎
- ② 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知（3月25日発出）
- ◎
- ③ 地方税における期限の延長や減免措置等の具体的取扱いについて通知（3月28日発出）
 - ・ 期限の延長を行う場合、当面は少なくとも5月31日まで行うことが適切であること
 - ・ 期限の延長、減免措置等を行うにあたっての個別税目に関する留意点（例）
 - ・ 固定資産税の減免
 - ・ 自動車税・軽自動車税の減免 等

＜その他＞

- ◎
- ・ 軽油引取税の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）
軽油引取税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。